

## ○志摩市公平委員会規約

〔平成16年10月1日〕  
規約第4号

改正 令和3年4月1日規約第1号

（設置）

**第1条** 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる市及び組合は、共同して公平委員会を設置する。

- (1) 志摩市
- (2) 志摩広域行政組合
- (3) 鳥羽志勢広域連合

（名称）

**第2条** この公平委員会は、志摩市公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

（委員）

**第3条** 公平委員会の委員（以下「委員」という。）は、志摩市長がその議会の同意を得て選任する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員の報酬及び費用の弁償の額並びにその支給方法その他委員の身分取扱については、志摩市条例の定めるところによる。

（事務局及び事務職員）

**第4条** 公平委員会の事務局は、志摩市総務部総務課内に置く。

- 2 事務局の事務職員の定数は、2人とし、志摩市職員をもって充てる。

（経費）

**第5条** 公平委員会の設置及び運営に要するすべての経費は、志摩市の予算に計上して支出する。ただし、その費用は、その職員に比例して、関係の市及び組合が分担する。

- 2 前項の職員数は志摩市長が定める日現在の職員定数とする。

（その他必要事項）

**第6条** この規約に定めるものを除くほか、公平委員会の運営に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

**附 則**

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則（令和3年4月1日規約第1号）**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。